大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地名 称 ラ・ムー可部店・ウォンツ可部店所在地 広島市安佐北区可部三丁目79番5外

2 大規模小売店舗を設置する者

大黒天物産株式会社

代表取締役 大賀 昭司

岡山県倉敷市堀南704番地の5

株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本

代表取締役 村上 正一

広島市西区井口明神一丁目1番10号

- 3 変更事項
- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 別紙のとおり

(変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和2年12月7日

- 6 届出書の縦覧場所
 - (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課

- (2) 広島市安佐北区可部四丁目13番13号 広島市安佐北区役所市民部区政調整課
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 - (1) 縦覧期間

令和2年12月11日から令和3年4月11日まで。ただし、広島市の休日を定める条例(平成3年広島市条例49号)に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

- 9 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限 令和3年4月11日
 - (2) 提出先

 $\mp 730 - 8586$

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号 広島市経済観光局産業振興部商業振興課 (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	
大黒天物産株式会社	代表取締役	岡山県倉敷市堀南7	
	大賀 昭司	0 4番地の5	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役	広島市中区八丁堀1	
	福岡 愼二	1番8号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
大黒天物産株式会社	代表取締役	岡山県倉敷市堀南7	
	大賀 昭司	0 4番地の5	
株式会社ツルハグループ	代表取締役	広島市西区井口明神	平成27年8月7日
ドラッグ&ファーマシー	村上 正一	一丁目1番10号	代表者変更
西日本			平成27年8月16日
			会社合併による名称変更
			平成28年1月25日
			本店移転

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	
大黒天物産株式会社	代表取締役	岡山県倉敷市堀南7	
	大賀 昭司	04番地の5	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役	広島市中区八丁堀1	
	福岡 愼二	1番8号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
大黒天物産株式会社	代表取締役	岡山県倉敷市堀南7	
	大賀 昭司	04番地の5	
株式会社ツルハグループ	代表取締役	広島市西区井口明神	平成27年8月7日
ドラッグ&ファーマシー	村上 正一	一丁目1番10号	代表者変更
西日本			平成27年8月16日
			会社合併による名称変更
			平成28年1月25日
			本店移転